

福岡県公報

令和八年十月三十日
第七百四十号
増刊
①

目次

規則 (第五十四号)	
福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則	(農山漁村振興課)……………一
告示 (第六百五十一号)	
証紙代金収納計器取扱人指定事項の変更について	(税務課)……………四
訓令 (第二十八号)	
福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	(総務事務厚生課)……………四
教育委員会	
福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	(教育庁教職員課)……………四
再掲	
福岡県議会議員政治倫理宣誓書規程を定める告示 (議会事務局総務課)	……………五
規則	
福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。	
令和八年十月三十日	
福岡県知事	服部 誠太郎
福岡県規則第五十四号	
福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則	
福岡県森林法施行細則 (平成十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。	
別表第一の1中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。	
(9) 森林法第10条の3第1項に関する誓約書 (様式第17号)	

別表第三5の項中「様式第17号」を「様式第18号」に改め、同表8の項中「様式第18号の1」を「様式第19号の1」に改め、同表9の項中「様式第19号」を「様式第20号」に、「様式第20号」を「様式第21号」に改める。

別表第四1の項中「様式第17号」を「様式第18号」に改め、同表4の項中「様式第18号の2」を「様式第19号の2」に改め、同表5の項中「様式第19号」を「様式第20号」に改める。

様式第十五号中

- ②宅地造成工事規制区域 ③砂防指定地 (山腹、河川) ④風致地区
⑤国定公園、県立自然公園 ⑥地すべり防止区域 ⑦急傾斜地崩壊危険区域
⑧農振法他用途区域 ⑨農振法農用地区域 ⑩農地法転用許可
⑪環境保全条例開発許可 ⑫特別緑地保全地区 ⑬文化財
⑭国有財産 (里道、水路) ⑮採石法 ⑯砂利採取法 ⑰廃棄物処理法
⑱その他の法令規制 ()

- ②宅地造成工事規制区域 ③砂防指定地 (山腹、河川) ④風致地区
⑤国定公園、県立自然公園 ⑥地すべり防止区域 ⑦急傾斜地崩壊危険区域
⑧農振法他用途区域 ⑨農振法農用地区域 ⑩農地法転用許可
⑪環境保全条例開発許可 ⑫特別緑地保全地区 ⑬国有財産 (里道、水路)
⑭文化財 ⑮採石法 ⑯砂利採取法 ⑰廃棄物処理法 ⑱盛土規制法
⑲その他の法令規制 ()

に

を

を

に改

める。

様式第二十号を様式第二十一号とし、様式第十九号を様式第二十号とし、様式第十八号の二を様式第十九号の二とし、様式第十八号の一を様式第十九号の一とし、様式第十七号を様式第十八号とし、様式第十六号の次に次の一様式を加える。

様式第17号(第2条関係)

森林法第10条の3第1項に関する誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者

住所

氏名 { 法人にあつては、名称及び
代表者の氏名 }

(記名押印又は署名)

私は下記のとおり誓約し、また今後も森林法を遵守することを誓約します。

記

1 以下のいずれかに該当します。(該当するものを○で囲んでください。)

- ・森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を福岡県及び他都道府県において受けていない。
- ・森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を福岡県又は他都道府県において受けているが、命令に従っている。

2 以下の開発について命令を受けています。(命令を受けている場合、記載)

- ・許可番号
- ・開発行為地

(森林法第10条の3第1項)

都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県森林法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行う林地開発の許可の申請について適用し、同日前に行う申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

告 示

福岡県告示第六百五十一号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）第五条の規定に基づき、次のように証紙代金収納計器取扱人の指定事項を変更したので、同条第二項において準用する第三条第五項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	証紙代金収納計器の設置場所	指定事項変更年月日
新事項	福岡市東区みなと香椎四丁目三番一五号 九州陸運協会福岡支部会館内	令和八年十月十三日
旧事項	福岡市東区千早三丁目十番四十号 九州運輸局福岡運輸支局構内	

訓 令

福岡県訓令第二十八号

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県職員被服貸与規程（昭和三十七年二月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 4の項から6の項まで、9の項、11の項、20の項から23の項まで、25の項、26の項、29の項から31の項まで、33の項又は34の項のいずれかに該当する職員であつて、1日に4時間以上又は継続して1時間以上かつ1週に3日以上、屋外等の空調の無い環境下での勤務を要するものについては、作業服（上）（夏）のうち1着をフアン付き作業服（上）（夏）に変更することができる。

附 則

この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月三十日

福岡県教育委員会教育長 寺 崎 雅 巳

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 3の項、5の項、9の項、10の項又は11の項のいずれかに該当する職員であつて、1日に4時間以上又は継続して1時間以上かつ1週に3日以上、屋外等の空調の無い環境下での勤務を要するものについては、作業服（上）（夏）のうち1着をフアン付き作業服（上）（夏）に変更することができる。

附 則

この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第四号

福岡県議会議員政治倫理宣誓書規程を次のように定める。

令和八年十月二十三日

福岡県議会議長 大島 道人

福岡県議会議員政治倫理宣誓書規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福岡県議会議員の政治倫理に関する条例（令和八年福岡県条例第五十四号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、議員が提出する宣誓書の様式について必要な事項を定めるものとする。

（宣誓書の様式）

第二条 条例第三条の規定により議員が提出する宣誓書は、別記様式によるものとする。

附則

- 1 この告示は、条例の施行の日から施行する。
- 2 条例附則第三項の規定により宣誓書を提出する場合においても、別記様式によるものとする。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く自覚し、福岡県議会議員の政治倫理に関する条例に規定する政治倫理基準を遵守して、議員としての資質と政治倫理の向上に努め、政治倫理に関し政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にすることを誓います。

また、議員でなくなった後においても、議員在職中の行為について政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明するよう努めることを誓います。

年 月 日

福岡県議会議員

福岡県議会議長 殿

（注）氏名は自署すること。